

Q & A ご質問と回答
(中小企業海外展開支援事業 基礎調査)

No	該当項目	Q	A	HP掲載日
本事業全般				
1	全体	基礎調査と案件化調査2つのスキームで対象エリアの考え方の違いはあるのか？基礎調査だと特定の地域対象等あるのか？	スキーム毎に対象エリア等を設けてはおりません。	2015年10月2日
2	全体	次回の公示はいつか？	予算措置状況等を踏まえ決定されますが、現時点では未定です。	2015年10月2日
資格要件・提案要件				
3	提案者	審査基準において売上高や従業員数が一定以下だと審査されないといったことはあるのか？	そのような取り扱いはありません。	2015年10月2日
4	提案者	外国会社は応募資格がないとの説明であったが、経営権の所在が参加資格に影響するのか？	外国会社かどうかは、応募企業がどの国の法令に準拠しているかによります（経営権の所在とは別の観点となります）。外国の法令に準拠して設立されているのであれば外国会社となり、対象外となります。	2015年10月2日
5	提案者	現在、株式会社化の手続きを行っている。企画書提出段階では、有限/合資/合同会社だが、審査中に株式会社に變更される見込みである。そのようなケースの場合、応募可能か？	応募可能です。企画書類一式を提出する際、当該法人の経営実態、株式会社化の手続きを実施中であること、手続き完了見込みがいつ頃かなどの状況を記載した書類（様式不問）も提出ください。ただし、設立後1年以上経過している企業でも、当該有限/合資/合同会社が経営実態のない企業（ペーパーカンパニー）は審査対象外となります。	2015年10月2日
6	提案者	共同企業体で応募の場合はすべての会社が参加資格がある必要があるのか？	はい。 共同企業体の場合も構成員すべてが参加資格を有する必要があります。	2015年10月2日
提出書類・企画書等				
7	企画書	基礎調査において、直接進出の定義は如何？支店や支社の設置でも直接進出にあたるのか？	日本側100%出資或いは現地合弁会社設立による進出が対象となります。現地の支店・支社や代理店の設置は直接進出にはあたらぬとしています。	2015年10月2日
8	企画書	企画書に、課題No. を記す欄があるがこれは何か？	以下リンク先で照会している「民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題」に対応した応募の場合は番号を記載願います。これに対応したものでない場合は該当箇所は空欄としてください。 http://www.jica.go.jp/sme_support/reference/subjects.html	2015年10月2日
9	企画書	「I. 提案内容」の「7. 事業実施スケジュール」は事前調査の期間なのか？基礎調査の予定期間なのか？全てのスケジュールの予定期間なのか？	基礎調査の実施予定及びビジネス展開の予定を記載ください。 なお、普及・実証事業、案件化調査については「実施予定期間」の欄は、それぞれ普及・実証事業、又は案件化調査実施期間のみを記載すれば良く、ビジネス展開の記載は不要です。	2015年10月2日
10	企画書	様式4. で人員計画・雇用・組織計画の『・・・下記4-4に平仄を併せて・・・』とあるが、下記4-4とはどこですか？	4-4は誤りです。別添2に平仄（ひょうそく）を併せてください。	2015年10月2日
11	企画書	提案の内容11番「民間企業の製品技術が活用が期待される開発課題」については、記載されたURLの中に、該当課題を参照とあるが、該当課題はどれに当たるのか？ また、課題ナンバーとは何を指しているのか？ リンクのURLを参照しても、適切なものが見当たらない。	基礎調査、案件化調査については、以下リンク先で照会している「民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題」に対応した応募の場合は番号を記載願います（課題ナンバーとは各リストの一番左の数字とアルファベット組み合わせの番号になります）。「民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題」に対応した応募ではない場合は空欄としてください。 http://www.jica.go.jp/sme_support/reference/subjects.html	2015年10月2日
12	競争参加資格	競争参加資格への申請は必要書類をメールの添付で送付しても良いのか？	PDFを添付しメールで提出することも可能です。（容量が2MBを超えないようお願いいたします）	2015年10月2日
事業内容（事業分野、事業実施機関・実施体制・人材配置等）				
13	外部人材	外部人材は個人でも法人でも所在国が外国でも良いのか？	外部人材の場合は個人/法人の別、所在国を問いません。	2015年10月2日
14	外部人材	提案法人の50%以上の株式を保有する個人株主が、提案法人の役員、社員などでない場合、同個人株主を外部人材として起用しその人件費を計上できるか？	計上できません。	2015年10月2日
15	人材配置	国内作業と現地作業の割合について標準の割合のようなものはあるのか？	標準の割合があるわけではございませんが、情報収集の中心は現地作業となるため現地調査を十分に行う提案が望まれます。現地業務が大半を占めることが一般的です。	2015年10月2日
16	人材配置	業務主任者は提案企業の社員である必要があるか？	提案法人（共同企業体にあつては代表法人）に所属する業務従事者から業務主任者を指定してください。	2015年10月2日
17	提案内容	ビジネス展開とODA案件化は双方異なるのではないのか？ビジネスとODAの関係はどのように理解すればよいのか？ ODA案件化は、円借款や無償資金協力を意味するののか？	ODA案件化は、有償資金協力や無償資金協力、技術協力を含む政府開発援助事業の事業化を意味し、普及・実証事業についてもこれに含まれます。ODA案件化による政府関係機関等への実証活動や働きかけ等を通じて、ビジネス展開につなげていきたいということが案件化調査の主旨となります。	2015年10月2日
18	提案内容	基礎調査では事業モデルの中に必ずカウンターパート（政府機関）との直接的な取引の関係を記さなければならぬのか。（案件化・普及・実証事業などはそうであったと思いますか）	基礎調査においては、カウンターパートの記載は必須ではありません。但し、カウンターパート機関や現地ビジネスパートナーの候補が確定しているほうが調査がスムーズに進むと思われるため、すでに関係性や合意がある場合は企画書に記載ください。合意がないという理由のみで不採択となるものではなく、提案内容を総合的に評価して審査されます。	2015年10月2日
19	提案内容	販売数量などの根拠を基礎調査で明らかにしたい場合は根拠よりも想定になってしまいますが、どう考えれば良いでしょうか。	想定される販売数量を、基礎調査で調査予定の根拠と合わせてご記載ください。	2015年10月2日
契約・支払関連				
20	計上可否	子会社等の海外の事業所からの業務従事者が調査対象地に赴く旅費は計上可能か？	計上できます。	2015年10月2日
21	証憑	本邦受入活動について、証憑書類は不要とのことであるが、活動の詳細なスケジュール等の提出は義務付けられているのか？	応募段階においては、企画書には、本邦受入活動の概要・目的等を可能な範囲で記載ください。見積書には、本邦受入活動にかかる航空運賃を除き根拠資料の添付は不要です。採択後の実施段階においては、担当課に詳細なスケジュール等の事前の提出と実施後の報告をお願いすることになります。	2015年10月2日
22	証憑	調査地において交通費等で領収書の取得が困難な場合はどのように対応すれば良いか？	公共交通機関であれば当該区間の料金がわかる根拠資料が必要となります。タクシー等で領収書の取得が困難な場合には、予め領収書のフォームを用意し、運転手に乗降場所や氏名等を記載し署名してもらおう等の対応が必要となります。	2015年10月2日
23	証憑	英語以外の現地言語で領収書が発行される場合でも証憑資料として受け付けてもらえるのか？ 日本語もしくは英語での訳をつけるなどの対応は必要か？	現地語での領収書には和訳を補記いただく必要があります。	2015年10月2日
24	外部人材	外部人材履行結果検査調査書（月報）の詳細や粒度はどの程度まで細かく記載することが求められるのか？	採択に至った際に採択法人向け説明会にて詳細をご説明させていただきます。	2015年10月2日
25	外部人材	外部人材に係る積算については、外部コンサル会社と期間契約する予定。その場合、月次契約の内容が一部進捗の関係で月ズレを起こし、実施予定内容と活動実態が1：1でない場合が起こりうるかと想定する。その場合問題ないか？	月毎でなく契約期間全体で人月、金額を確認させていただきます。	2015年10月2日
26	外部人材	外部人材（コンサルタント）団員の日当・宿泊料は、提案企業との契約金額内訳に含めないこととなっておりますが、社員分をまとめて提案企業に送金請求する際に根拠となる契約が必要となります。日当・宿泊料として内容を明示した上で契約書に含めることが可能でしょうか、或いは別に日当・宿泊料だけの契約書（貴機構に写しを提出しない）を交わさなければならぬのでしょうか。	原則人件費のみの契約をお願いしますが、やむを得ない場合は当機構との契約単価と同額にて日当宿泊料を含めての契約でも構いません。	2015年10月2日
27	精算	【I. 人件費】のセクションで、「直接人件費」（P8）、「その他原価」（P9）、「一般管理費等」（P10）に関して、その精算方法については、P11以下の通り記載あり、領収書が必要とあるが、どこまで細かい請求書や領収書が必要なのか？ 書いてあり、その請求根拠は、外部人材履行結果検査調査書（月報）に記すので、それを添付すればよいのか？	契約書内容と照合できるよう従事者名、単価、人月など内訳が請求書または外部人材履行結果に記載してあれば結構です。	2015年10月2日

28	費目	【Ⅰ. 人件費】(4) その他留意事項のなかの(イ) 外部人材との契約のなかで、【Ⅱ. 直接経費】(3) 現地活動費のなかの、現地備人費や現地再委託費の項目を契約として含めることは可能か？調査作業には現地語・英語の通訳/翻訳技能が求められており、切り分けは難しいと考えるため。	可能です。	2015年10月2日
29	旅費	経費の無駄を省くため航空チケットを旅行会社を通さず航空会社からオンラインで直接購入すると、通常搭乗者が立替払い事後精算となり領収書宛先が搭乗者となるが、それでもよいのか？その場合要求記載事項詳細が充足されない場合もあるが、証拠として認められる為の他充足便宜措置は何か？それを充足する為に別費用がかかる場合その費用は認められるか？	領収書は基本的には提案企業名で取得されたものが精算対象となります。やむを得ない事情があった場合、機構がそれを認めれば別途理由書等の提出により特別に支出を認めることもありますが、お認めできない場合もありますのでご留意ください。またその他充足のための便宜措置並びに費用計上はできません。	2015年10月2日
30	外部人材	コンサルタントとして他組織から複数の外部人材を登用する場合、今回はその外部人材を個々に登録するとされたが、実際の運用は同一にある様にその人材が属する組織と一括契約し、費用もその組織に支払い、その組織発行の領収書を証拠とする事でよいのか？	良いです。	2015年10月2日
31	機材製造・購入・輸送費	現地で試験材料を購入し、日本に輸送、日本の試験機関で試験材料の材質や性能を調査したいと考えている。この日本への輸送費および日本の試験機関での試験費用は、見積計上できるか？できるのであれば、どのように計上したらよいのか？また、日本での試験を実施する機関が、当社の関連会社(専門的な試験であり国内で唯一の機関)である場合、試験費用は計上できるのか？(人件費の計上は不可と認識)。	輸送費は本邦から調査対象国へ機材を輸送する際のみ計上可能です。性能試験を目的とする本邦への試験のための輸送費や本邦での性能試験に関する費用並びに人件費は原則計上できません。ただし、調査や事業の内容によっては認められる可能性がありますので採択後の契約交渉にて個別具体的に詳細をお聞きした上で判断させていただきます。また、関連会社への委託も原則不可ですが、内容次第で利益分を排除した原価を計上する形で認められることもあります。	2015年10月2日
32	機材製造・購入・輸送費	現地で当社の関連会社が、専門的な調査を実施する場合、その人件費を除く調査および報告書作成費用は見積もりに計上することはできるのか？また、その調査の際に使用する検査機器は、ガイドラインでいう「機材製造・購入費」に計上されるのか？	現地での専門的な調査や検査にかかる費用は計上可能です。但し、原則として委託先は自社及び関連会社ではなく、外部の会社としていただきます。関連会社が同調査を実施し関連経費の計上をご希望される場合は、同社しか出来ない理由・経費の妥当性等を契約交渉にて確認させていただいた上で、計上の可否を判断させていただきます。調査の際に使用する検査機器の計上費目については、用途・活用方法を確認した上で最終的に計上の可否及び予算費目を決定させていただきますが、応募段階では「機材製造・購入費」に計上頂くことで結構です。	2015年10月2日
33	旅費	ミャンマー国を想定しているが、機中泊は1泊の旅程であるため、宿泊料は「-1」で積算してよいのか。	経理処理ガイドラインにのっとり「-2」で積算ください。	2015年10月2日
34	旅費	海外への移動日は、現地業務拘束(従事)日数としてよいのか。	はい。	2015年10月2日
35	見積り	企画書提出時に提出する見積書は見積金額内訳書のみ提出で可能か？見積金額内訳詳細の提出も必要か？カンボジアでの現地調査業務を外部人材として、海外のコンサルティング会社に委託した場合に、例えば、コンサルティング会社が1000万円を業務を請け負った場合に、業務を担当する人員数等が不明な場合、人件費の内訳が記入できないが、この場合の経費計上はどのようにして記入したらよいのか？	見積金額内訳詳細も合わせてご提出ください。再委託を想定した見積の時点では、詳細が不明である場合には「一式」等のご記載でも結構です。外部人材として計上を想定する場合には、企画書作成と同時に工程表も作成するので、その計画に沿って外部人材の人数及び日数に係る費用を計上ください。	2015年10月2日